

■ 自己資本調達手段の概要

- (1) 自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。
(2) コア資本に係る基礎項目は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金と〈にっしん〉が積み立てている利益剰余金、一般貸倒引当金などが該当します。

■ 連結の範囲に関する事項

- イ 自己資本比率告示第3条または20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「当グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
該当ありません。
- ロ 当グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
日新ビジネスサービス(株) 〈にっしん〉従属業務
日新管財(株) 〈にっしん〉従属業務
日新リース(株) リース業務
- ハ 自己資本比率告示第7条または第26条が適用される金融業務を営む関連法人などの数並びに主要な金融業務を営む関連法人などの名称及び主要な業務の内容
該当ありません。
- ニ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。
- ホ 信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という。)第54条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社または法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第11号に掲げる会社であって、当グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。
- ヘ 当グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限などの概要
該当ありません。
- 上記以外は、単体の定性的な開示事項と同じです。

自己資本の構成に関する開示事項

単 体

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,460	46,283
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,191	1,196
うち、利益剰余金の額	44,327	45,133
うち、外部流出予定額(△)	59	47
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,163	1,250
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,163	1,250
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	46,623	47,534
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	41	106
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	41	106
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	632	823
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	674	930
自己資本		
自己資本の額((イ)+(ロ)) (ハ)	45,949	46,603
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	385,557	385,973
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,233	17,322
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	402,791	403,296
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.40%	11.55%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産などに照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、〈にっしん〉は国内基準金庫です。